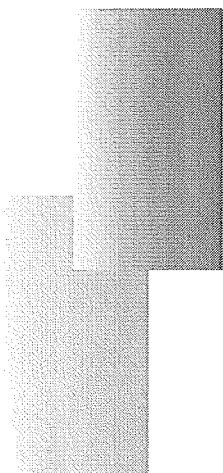


2010 冬の無料公開セミナー

2010Topicセミナー

**いよいよ適用開始!
「グループ法人税制」の基本論点**



TAC 税理士講座

<TAC>無断複写・複製を禁じます

「グループ法人税制」の基本論点

平成22年度税制改正の中でも特に注目度が高い「グループ法人税制」が平成22年10月1日からいよいよ本格的に適用が開始されました。

この「グループ法人税制」は任意で選択した場合にのみ適用がされる連結納税制度と異なり、内国法人で100%の資本関係があれば強制的に適用されるものであり、「知らなかった」では済まされない重要な改正項目となります。

そこで当セミナーでは完全支配関係の定義から100%グループ内の法人間の資産の譲渡等取引、寄附金、受取配当等、自己株式の譲渡などの基本的な処理方法をご紹介します。

来年の本試験受験ではもちろん、実務界でも必須の知識となる「グループ法人税制」について、当セミナーで理解しましょう。

～ 目 次 ～

- 1 完全支配関係の意義
- 2 グループ法人税制の概要
- 3 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等
- 4 100%グループ内の法人間の寄附
- 5 100%グループ内の法人間の現物分配
- 6 100%グループ内法人の株式の発行法人に対する譲渡
- 7 その他の規定

1 完全支配関係の意義

グループ法人税制の対象となる取引は、完全支配関係がある法人間の取引である。完全支配関係とは、100%の持株関係をいう。

■ 完全支配関係

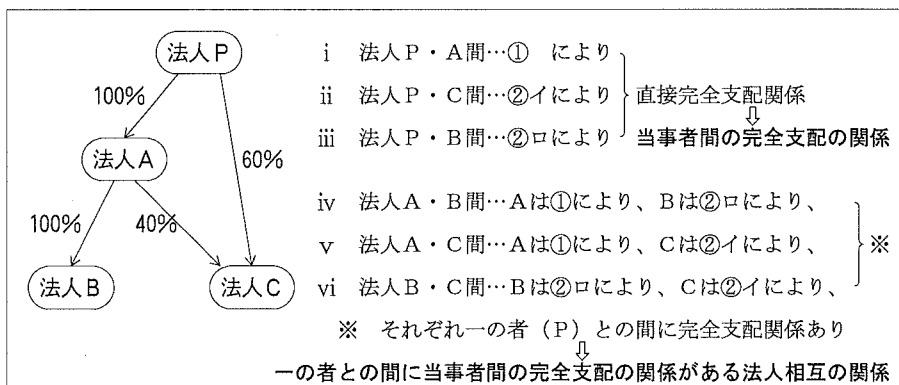
(1) 完全支配関係の意義

一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として一定の関係（当事者間の完全支配の関係）又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいう。

(注) 1 当事者間の完全支配の関係

- ① 一の者が法人の発行済株式等（当該法人が有する自己の株式等を除く。）の全部を保有する場合における当該一の者と当該法人との関係（直接完全支配関係）をいう。
- ② ①の場合において、
- イ 当該一の者及びこれとの間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人
 - ロ 当該一の者との間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人
- のいずれかが他の法人の発行済株式等の全部を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の全部を保有するものとみなす。

【具体例】



(注) 2 発行済株式等の全部を保有する場合

持株割合で100%保有であり、議決権割合等は考慮しない。また、次のいずれかの場合には、これらの合計が5%未満であれば、自己株式同様に、発行済株式総数から除かれる。

イ 使用人による持株会が株式を有する場合

ロ ストックオプションにより付与された新株予約権の行使により役員又は使用人が株式を有する場合

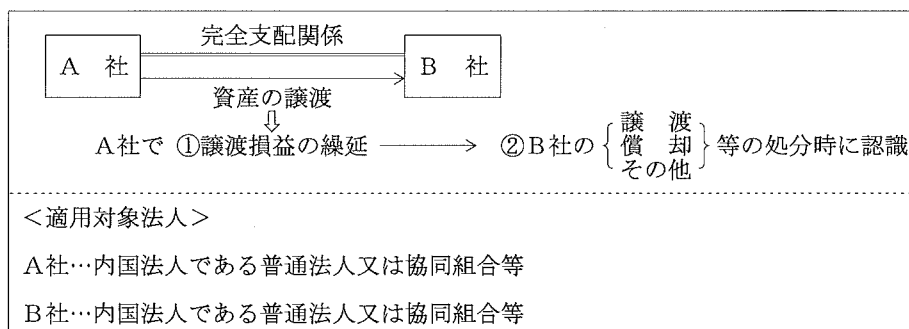
【具体例】

- ① 当社の発行済株式等の96%を資本金5億円の乙社が、残り4%を当社の使用人による持株会が所有している。
 - ② 当社の発行済株式等の96%を資本金5億円以上の丙社が、残り4%を会社法第238条第2項の決議により付与された新株予約権の行使によって株式を取得した当社の役員が所有している。
- ①、②いずれも発行済株式等の全部を保有する場合に該当する。

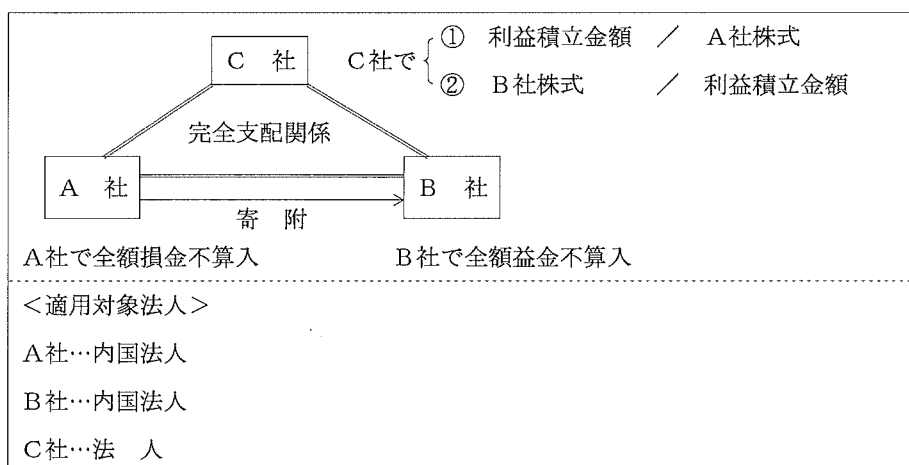
2 グループ法人税制の概要

グループ法人税制の制度は多岐にわたるが、主なものは次のとおりである。

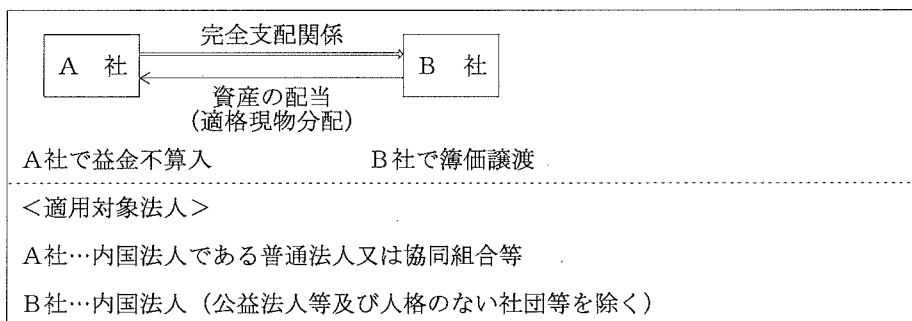
1 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等



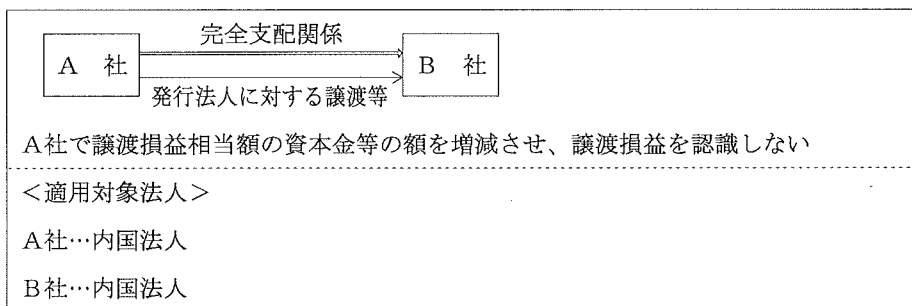
2 100%グループ内の法人間の寄附



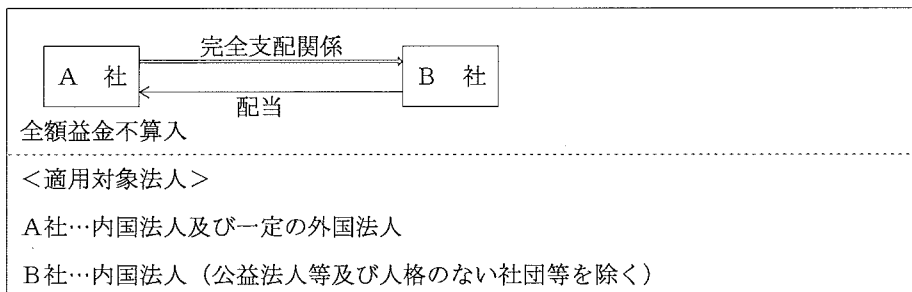
③ 100%グループ内の法人間の現物分配



④ 100%グループ内法人の株式の発行法人に対する譲渡



⑤ 100%グループ内の法人間の受取配当等



3 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等

100%グループ内の法人間で一定の資産の譲渡が行われた場合には、譲渡法人側において、譲受法人側で譲渡、償却等を行うまで譲渡損益の繰延べを行う。

1 譲渡損益の繰延べ

(1) 適用対象法人

- ① 譲渡法人…内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）
- ② 譲受法人…他の内国法人（譲渡法人との間に完全支配関係がある普通法人又は協同組合等に限る。）

(2) 対象取引

譲渡法人から譲受法人への譲渡損益調整資産の譲渡

(3) 取扱い

- ① 譲渡利益の額 ⇒ 損金の額に算入する
 - ② 譲渡損失の額 ⇒ 益金の額に算入する
- } = 譲渡損益を繰り延べる

(注) 1 譲渡損益調整資産

- ① 固定資産
- ② 土地(土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く。)
- ③ 有価証券(売買目的有価証券を除く。)
- ④ 金銭債権
- ⑤ 繰延資産

ただし、次のものを除く。

- ① 有価証券のうち譲受法人において売買目的有価証券とされるもの
- ② 譲渡直前帳簿価額が1,000万円未満のもの

2 譲渡損益の計上

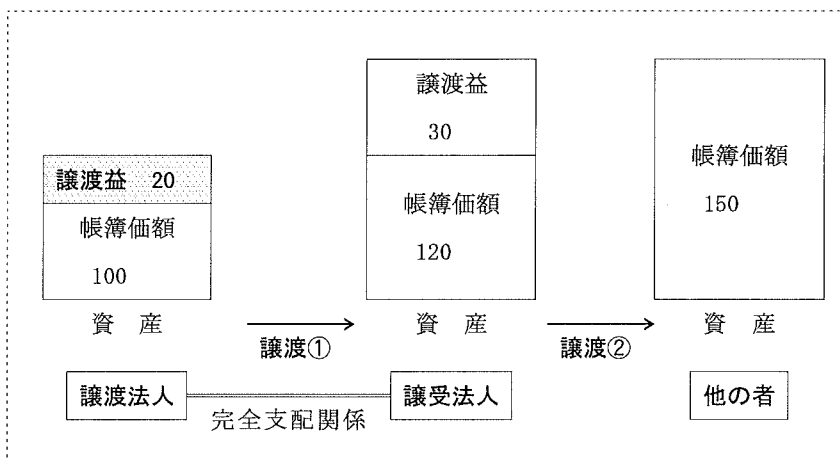
(1) 適用要件

譲受法人において譲渡、償却その他の一定の事由が生じたとき

(2) 取扱い

- ① 繰り延べた譲渡利益の額 ⇒ 益金の額に算入する
 - ② 繰り延べた譲渡損失の額 ⇒ 損金の額に算入する
- } = 譲渡損益を認識する

【具体例①】譲渡損益の繰延べ⇒譲受法人の譲渡



<譲渡①における譲渡法人の調整>

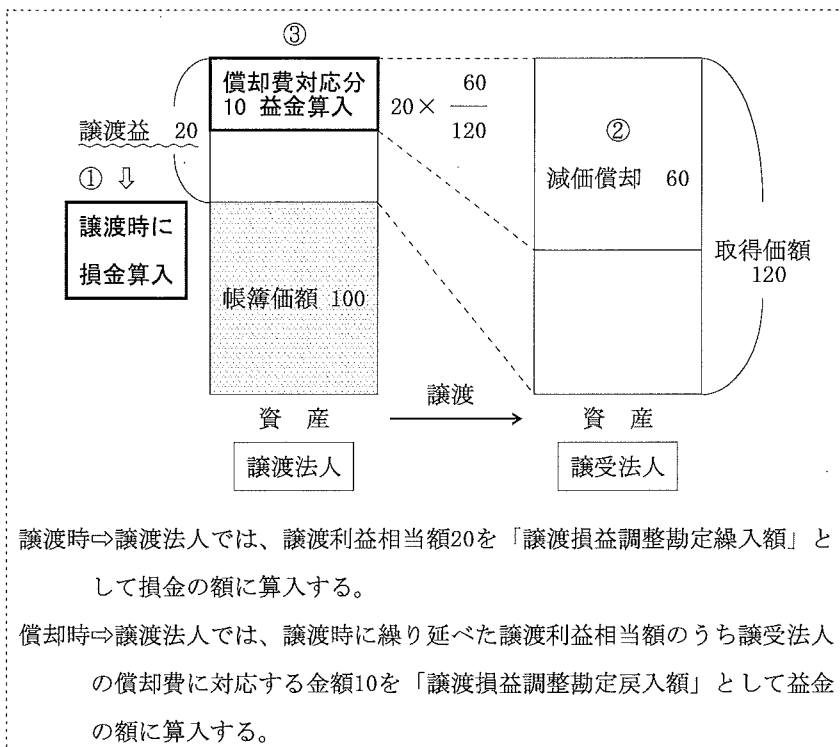
譲渡損益調整勘定繰入額 20 (減・留)

<譲渡②における譲渡法人の調整>

譲渡損益調整勘定戻入額 20 (加・留)

つまり、譲渡②の段階で、譲受法人の譲渡益30と合わせ、グループ全体としての所得50を認識することになる。

【具体例②】譲渡損益の繰延べ⇒譲受法人において減価償却



譲渡時⇒譲渡法人では、譲渡利益相当額20を「譲渡損益調整勘定繰入額」として損金の額に算入する。

償却時⇒譲渡法人では、譲渡時に繰り延べた譲渡利益相当額のうち譲受法人の償却費に対応する金額10を「譲渡損益調整勘定戻入額」として益金の額に算入する。

譲渡損益調整資産が譲受法人において減価償却資産・繰延資産に該当する場合は、次の算式により計算した譲渡損益の一部を譲渡法人において計上する。

原則法	$\text{譲渡利益又は譲渡損失} \times \frac{\text{譲受法人における償却費の損金算入額}}{\text{譲受法人における譲渡損益調整資産の取得価額}}$
簡便法	$\text{譲渡利益又は譲渡損失} \times \frac{\text{譲渡法人の事業年度の月数 (注) 1}}{\text{譲受法人における譲渡損益調整資産の耐用年数} \times 12 \text{ (注) 2}}$ (注) 1 譲渡事業年度は、譲渡日から期末日までの月数となる。 (注) 2 繰延資産の場合には「支出の効果の及ぶ期間の月数」となる。 (注) 3 簡便法は、譲受法人において事業供用していたか否かを問わない。
選択	原則法と簡便法は、譲渡事業年度に選択した方法を継続適用しなければならない。 譲渡益の場合には小さい方、譲渡損の場合には多い方を選択するのが有利となる。

問題

- (1) 内国法人甲社は、甲社が発行済株式の100%を保有する内国法人乙社に対し、当期の9月15日に、機械装置(取得価額20,000,000円、譲渡直前簿価12,000,000円)を時価15,000,000円で譲渡し、譲渡益3,000,000円を計上した。
- (2) 乙社は、この機械装置を翌月より事業供用し、取得価額を15,000,000円、耐用年数を5年として、償却限度額相当額の減価償却費1,500,000円を計上した。
- 甲社の譲渡時及び期末の調整を示しなさい。

解答

【譲渡時の調整】

譲渡損益調整勘定繰入額 3,000,000円(減・留)

【期末の調整】

譲渡損益調整勘定戻入額

(1) 原則法

$$3,000,000円 \times \frac{1,500,000円}{15,000,000円} = 300,000円$$

(2) 簡便法

$$3,000,000円 \times \frac{7}{5年 \times 12} = 350,000円$$

(3) (1)<(2) ∴ 300,000円(加・留)

【解答への道】

・簡便法の計算においては、譲受法人において事業供用したかどうかに関わらず、譲渡月から計算を行う。

4 100%グループ内の法人間の寄附

100%グループ内の法人がグループ内で寄附を行った場合の取扱いは次のとおりである。

- (1) 寄附した法人側では全額損金不算入、寄附を受けた法人側では全額益金不算入となる。
- (2) 株主である親法人において、その額に応じて利益積立金額を調整するとともに、子法人株式の帳簿価額を修正する。

■ 完全支配関係がある法人間の寄附

- (1) 寄附を行った側と受けた側の取扱い

完全支配関係がある法人間（法人による完全支配関係に限る。）で寄附が行われた場合には、寄附した法人側では全額損金不算入、寄附を受けた法人側では全額益金不算入となる。

① 適用対象法人

- イ 寄附側の法人…内国法人
- ロ 受贈側の法人…イとの間に、法人による完全支配関係がある他の内国法人
- ハ イ、ロとの間に完全支配関係がある内国法人である株主法人

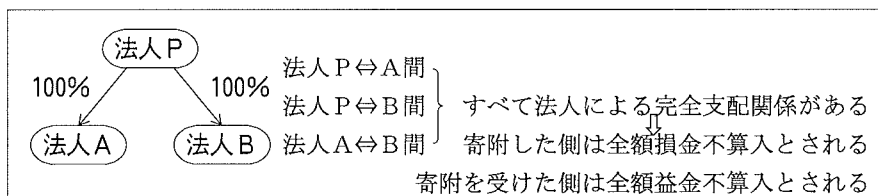
② 対象取引

①の法人間で寄附を行うこと

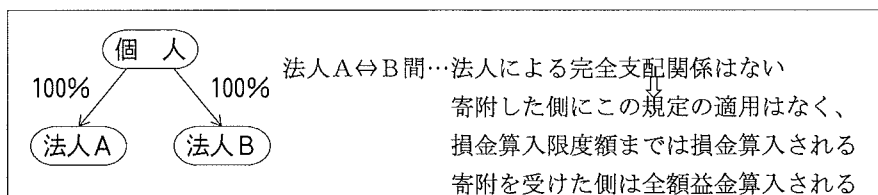
③ 取扱い

- イ 寄附を行った法人 ⇨ 寄附金の損金不算入額（加算・社外流出）
- ロ 寄附を受けた法人 ⇨ 受贈益の益金不算入額（減算・課税外収入）

【図解①】



【図解②】



問 題

- (1) 当社の期末資本金等の額は140,000円である。
(2) 当期中に支出し費用計上した寄附金の総額は40,000円で、その内訳は次のとおりである。

金 額	備 考
3,000円	指 定 寄 附 金 等
8,000	特定公益増進法人等
20,000	一 般 の 寄 附 金
9,000	(注)

(注) 当社が100%出資した子会社A社に対する寄附金である。

- (3) 当期に係る別表4の仮計の金額は200,000円である。

解 答

- (1) 支出寄附金の額

- ① 完全支配 9,000円
② 指 定 等 3,000円
③ 特 定 8,000円
④ そ の 他 20,000円
⑤ ①+②+③+④=40,000円

- (2) 損金算入限度額

- ① 特別損金算入限度額

$$\{140,000円 \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + (200,000円 + 40,000円) \times \frac{5}{100}\} \times \frac{1}{2} = 6,175円$$

- ② 一般寄附金の損金算入限度額

$$\{140,000円 \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + (200,000円 + 40,000円) \times \frac{2.5}{100}\} \times \frac{1}{2} = 3,175円$$

- (3) 損金不算入額

- ① 9,000円

- ② 40,000円 - 9,000円 - 3,000円 - 6,175円 - 3,175円 = 18,650円

※ 8,000円 > 6,175円 ∴ 6,175円

- ③ ①+②=27,650円…寄附金の損金不算入額(仮計と合計の間で加算)

【解答への道】

「当社が100%出資した子会社A社」は完全支配関係がある法人に該当するため、全額損金不算入となる。

ただし、損金算入限度額の計算上、一旦支出寄附金の額に含め、損金不算入額の計算においては、指定等・特定・その他と別枠で計算すること。

A社においては、完全支配関係がある法人から収受した受贈益については、「受贈益の益金不算入額」として全額が益金不算入となる。

(2) 寄附修正

100%グループ内の子法人がグループ内で寄附を行った場合には、株主である親法人において、その額に応じて利益積立金額を調整するとともに、子法人株式の帳簿価額を修正する。

① 適用対象法人

②の子法人の株式等を有する親法人

② 対象事由

子法人の株式等につき、寄附修正事由が生じたこと

③ 取扱い

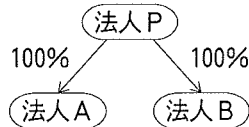
次の算式により計算した金額相当の利益積立金額を増加させるとともに、有価証券の一単位当たりの帳簿価額を調整する。

$$\left[\begin{array}{l} \text{子法人が受け} \\ \text{た受贈益の額} \end{array} \right] \times \text{持分割合} - \left[\begin{array}{l} \text{子法人が支出し} \\ \text{た寄附金の額} \end{array} \right] \times \text{持分割合}$$

(注) 寄附修正事由

子法人が(1)の適用がある寄附金の支出をし、又は(1)の適用がある受贈益を受けたことをいう。

【具体例①】法人Aが法人Bに100寄附した場合

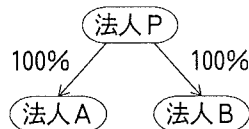


⇒・法人A 寄附金の損金不算入額 100 (加・流)
 ・法人B 受贈益の益金不算入額 100 (減・課)
 ・法人P
 利益積立金額 $100 / A \text{ 株式 } 100$
 $\uparrow$
 Aの寄附金の額 $100 \times 100\% = 100$
 B株式 $100 / \text{利益積立金額 } 100$
 $\uparrow$
 Bの受贈益 $100 \times 100\% = 100$

法人Pの【別表5(一)のI】

区 分	①	②	③	④
A 株 式			△ 100	△ 100
B 株 式			100	100

【具体例②】法人Pが法人Aに100寄附した場合



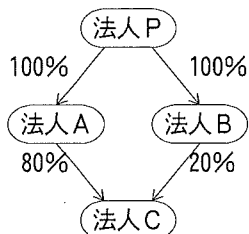
⇒・法人P 寄附金の損金不算入額 100 (加・流)
 ・法人A 受贈益の益金不算入額 100 (減・課)
 ・法人P
 A株式 $100 / \text{利益積立金額 } 100$
 $\uparrow$
 Aの受贈益 $100 \times 100\% = 100$

法人Pの【別表5(一)のI】

区 分	①	②	③	④
A 株 式			100	100

問 題

次のような完全支配関係にある内国法人Aが内国法人Cに対して10,000円の金銭を寄附した場合に、どの法人においてどのような寄附修正が行われるか、税務上の仕訳及び別表5(一)のIを示しなさい。



解 答

【法人P】

利益積立金額 10,000円 / A株式 10,000円
↑
Aの寄附金の額 $10,000円 \times 100\% = 10,000円$

(別表5(一)のI)

(単位:円)

区 分	①	②	③	④
A 株 式			△10,000	△10,000

【法人A】

C株式 8,000円 / 利益積立金額 8,000円
↑
Cの受贈益 $10,000円 \times 80\% = 8,000円$

(別表5(一)のI)

(単位:円)

区 分	①	②	③	④
C 株 式			8,000	8,000

【法人B】

C株式 2,000円 / 利益積立金額 2,000円
↑
Cの受贈益 $10,000円 \times 20\% = 2,000円$

(別表5(一)のI)

(単位:円)

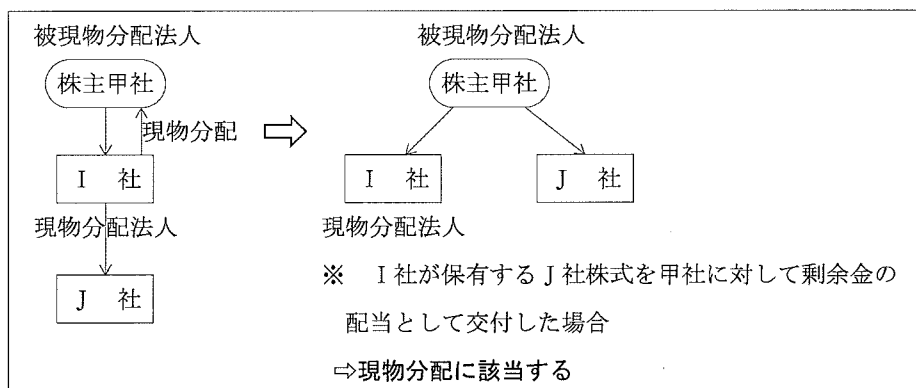
区 分	①	②	③	④
C 株 式			2,000	2,000

5 100%グループ内の法人間の現物分配

100%グループ内の子法人が行うグループ内での現物分配は、適格現物分配として適格組織再編成としての取扱いを受ける。

1 現物分配

法人がその株主等に対し利益剰余金の配当その他の一定の事由により金銭以外の資産の交付をすることを現物分配という。たとえば、グループの親法人が孫会社を子会社化するために、子会社が親会社に孫会社株式を分配を行う場合が該当する。



現物分配で課税関係が発生するのは次の二者である。

(1) 現物分配法人

現物分配によりその有する資産の移転を行った法人をいう。

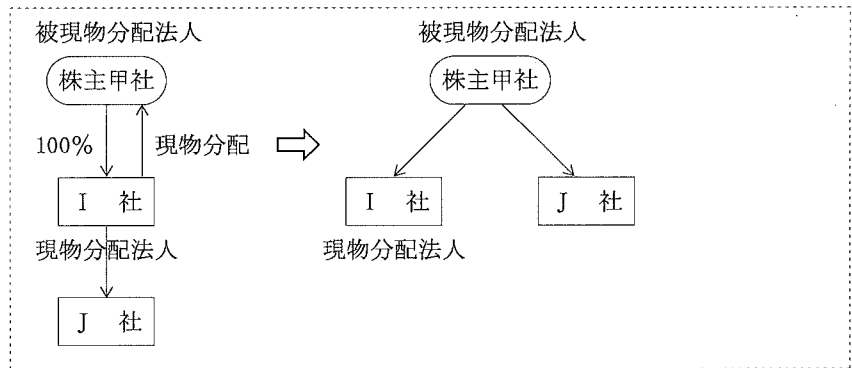
(2) 被現物分配法人

現物分配により現物分配法人から資産の移転を受けた法人をいう。

2 適格現物分配の要件

適格現物分配とは、内国法人を現物分配法人とする現物分配のうち、資産の移転を受ける者がその現物分配の直前においてその内国法人との間に完全支配関係がある内国法人のみであるものをいう。

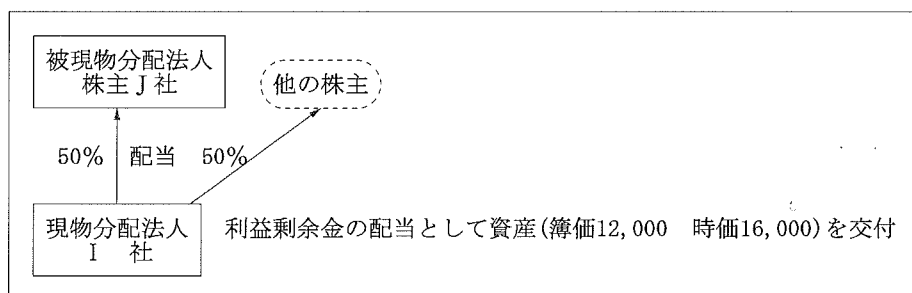
【図 解】



他の適格組織再編成と異なり、現物分配については、100%支配関係がある法人間の分配のみが適格となり、この場合には他に条件はない。

③ 原則的取扱い(非適格現物分配の場合)

法人がその株主等に対し利益剰余金の配当その他の一定の事由により金銭以外の資産を交付することを現物分配という。



(1) 現物分配法人 I 社の取扱い

利益剰余金の配当を金銭以外の資産で行った場合、法人が行う利益剰余金の配当であり、資本等取引に該当するとともに、無償による資産の譲渡にも該当するため、譲渡による所得は課税対象となる。したがって、被現物分配法人 J 社に対し、分配直前の時価16,000による譲渡を行ったものとして取り扱い、同額の利益積立金額を減少させる。

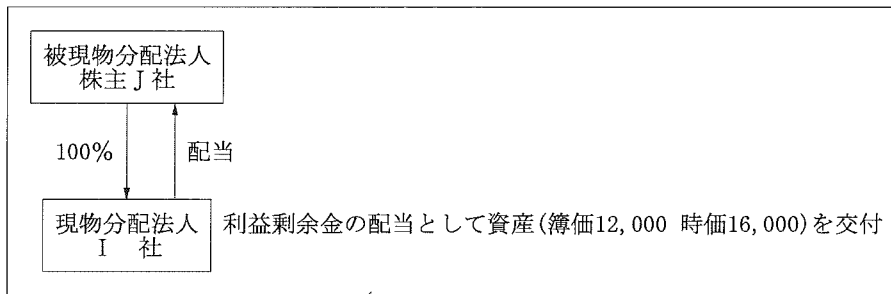
利益積立金額	16,000	／	資 産	12,000
			譲渡益	4,000

(2) 被現物分配法人 J 社の取扱い

受取配当として、資産を現物分配法人 I 社から時価 $(16,000 \times 50\% = 8,000)$ で取得する。

資 産	8,000	／	受取配当金	8,000
-----	-------	---	-------	-------

4 特例的取扱い (適格現物分配の場合)



(1) 現物分配法人 I 社の取扱い

被現物分配法人 J 社に対し、分配直前の帳簿価額12,000による資産の譲渡を行ったものとして取り扱い、同額の利益積立金額を減額させる。

利益積立金額	12,000	/	資 産	12,000
--------	--------	---	-----	--------

(2) 被現物分配法人 J 社の取扱い

資産を現物分配法人 I 社の帳簿価額12,000で取得し、同額の利益積立金額を増加させる。

資 産	12,000	/	利益積立金額	12,000
-----	--------	---	--------	--------

なお、この場合に、会計上収益を計上した場合であっても、益金の額には算入しない。

【具体例】

〈ケース1〉J社が収益に計上した場合

(会計上) 資 産 12,000 / 収 益 12,000
 (税務上) 資 産 12,000 / 利益積立金額 12,000

【別表4】

摘 要		総 額	留 保	流 出
当 期 利 益		12,000円	12,000円	0円
加 算				
減 算	適格現物分配に係る益 金不算入額	12,000		12,000

⇒ J社の利益積立金額を構成するため、流出欄で減算する。

〈ケース2〉J社が有価証券勘定を減額した場合

(会計上) 資 産 12,000 / I 株 式 12,000
 (税務上) 資 産 12,000 / 利益積立金額 12,000

【別表4】

摘 要		総 額	留 保	流 出
当 期 利 益		0円	0円	0円
加 算	I 株式	12,000	12,000	
減 算	適格現物分配に係る益 金不算入額	12,000		12,000

⇒ J社の利益積立金額を構成するが、当期利益に計上されていないため、一旦別表4で加算・留保したうえで、流出欄で減算する。

問 題

甲社は当期の5月25日に、利益剰余金の配当として、金銭に代えて、保有するZ社株式(100株保有、1株当たりの帳簿価額500円、時価800円)のすべてを、甲社の100%親会社であるC社に交付し、次の仕訳を行った。

繰越利益剰余金	50,000円	/	Z社株式	50,000円
---------	---------	---	------	---------

C社においては、次の仕訳を行っている。

Z社株式	50,000円	/	雑収入	50,000円
------	---------	---	-----	---------

解 答

【甲 社】

処理なし

【C 社】

適格現物分配に係る益金不算入額 50,000円(減・課)

【解答への道】

- (1) 100%親会社に現物分配を行った場合には、適格現物分配に該当する。
- (2) 適格現物分配の場合、現物分配法人においては、簿価譲渡とされる。
- (3) 被現物分配法人においては、非適格現物分配の場合には受取配当として認識するが、適格現物分配の場合には収益の認識をせずに、利益積立金額を増加させる。

6 100%グループ内法人の株式の発行法人に対する譲渡

100%グループ内法人の株式を発行法人に譲渡等した場合には、譲渡損益を計上しない。

■ 100%グループ内法人の株式の発行法人に対する譲渡

① 適用対象法人

イ 譲渡法人…内国法人

ロ 譲受法人(株式の発行法人)…①との間に完全支配関係がある他の内国法人

② 対象取引

株式の発行法人の、みなし配当の発生の基因となる一定の事由により金銭等の交付を受け、又は当該株式を有しなくなったこと

③ 譲渡法人の取扱い

イ 譲渡原価の額を譲渡対価の額とする＝譲渡損益を計上しない

ロ 交付を受けた金銭等の額と、有価証券の譲渡対価(＝譲渡原価)及びみなし配当との差額は、資本金等の額とする

(注) みなし配当の発生の基因となる一定の事由

株式の発行法人による資本の払戻し等や、自己株式の取得などが該当する。

【具体例】

乙社は、発行済株式600株のすべてを有する甲社株式(帳簿価額1株当たり60円)のうち6株を発行法人である甲社に対して譲渡し、対価として現金600円を取得した。

(1) 自己株取得前

甲社B/S	
純資産 50,000円	資本金等の額 35,000円
	利益積立金額 15,000円

乙社B/S	
有価証券36,000円	

(2) 自己株式の取得

〔会計上の仕訳〕

自己株式	600円	/	現金	600円		現金	600円	/	有価証券	360円
									譲渡益	240円

〔税務上の仕訳〕

資本金等の額	350円	/	現金	600円		現金	600円	/	みなし配当	250円
利益積立金額	250円					資本金等の額	10円	/	有価証券	360円

通常の自己株式の取得において、株主に有価証券の譲渡損益が生ずる部分が資本金等の額の増減となる。

7 その他の規定

100%グループ内の法人間の取引については、他に次のよう規定がある。

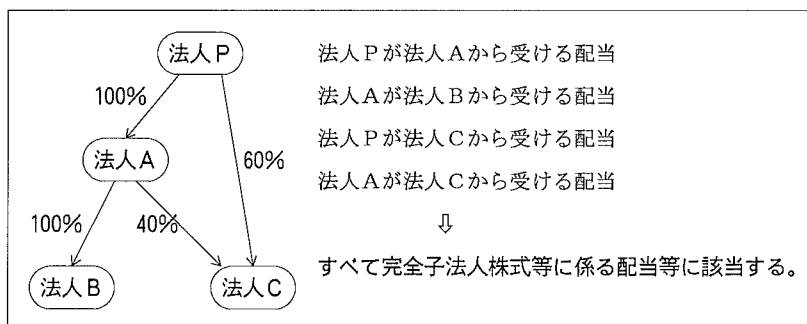
1 100%グループ内法人間の受取配当等

完全子法人株式等に係る配当等の額は、益金の額に算入しない。

(注) 1 完全子法人株式等の意義

配当等の額の計算期間を通じて内国法人との間に完全支配関係があった他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）の株式等をいう。

【具体例】



2 100%グループ内の法人の残余財産が確定した場合の欠損金の引継ぎ

内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人で当該内国法人が発行済株式等を有するものの残余財産が確定した場合には、当該他の内国法人の前7年内事業年度において生じた欠損金額は、その内国法人において発生したものとみなし、繰越控除ができる。

③ 100%グループ内の法人間の非適格株式交換等

完全支配関係がある法人間で行われる非適格株式交換等については、子法人における時価評価は行わない。

内国法人が自己を株式交換完全子法人等とする株式交換等（適格株式交換等及び株式交換等の直前にその内国法人と株式交換完全親法人等との間に完全支配関係がある場合の株式交換等を除く。）を行った場合には、その内国法人がその株式交換等の直前の時において有する時価評価資産の評価益又は評価損は、その株式交換等の日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

④ 中小企業向け特例措置の大法人の100%子法人に対する適用

資本金の額が1億円以下の中小法人に対しては、資金調達力が弱いことや、政策上の配慮から、さまざまな税制上の特典が設けられているが、大法人の100%子法人は親法人の信用力で資金調達が可能であること、大法人が分社化して特典のメリットを享受することを防止するなどの点から、資本金5億円以上の法人による完全支配関係がある法人については、これらの特典を適用しないこととしている。

ポイントをまとめると次のとおりである。

資本金5億円以上の法人による完全支配関係がある法人は、資本金の額にかかわらず、

- (1) 適用税率は年800万円以下の部分も含め、一律30%。…（18%適用不可）
- (2) 親会社が被支配会社の場合、留保金課税が適用される。…（特定同族会社に該当）
- (3) 一括貸倒引当金の繰入限度額の計算は貸倒実績率のみ。…（法定繰入率適用不可）
- (4) 交際費等は全額損金不算入。…（年600万円までの定額控除限度額適用不可）
- (5) 欠損金の繰戻しによる還付は適用できない。

確認してみよう！

- (1) 完全支配関係とは、一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として一定の関係 (①) 又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいう。

この場合、使用人による持株会や、ストックオプションにより付与された新株予約権の行使により役員又は使用人が株式等を有する場合には、これらの合計が ② であれば、発行済株式等から除かれる。

- (2) 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等につき譲渡損益の繰延規定の対象資産は、 ③ 、 ④ 、 ⑤ 、 ⑥ 及び ⑦ である。ただし、譲渡前帳簿価額が ⑧ のものを除く。(③～⑦は、資産の種類のみ記入すればよく、規定のかっこ書きについては考慮不要とする。)

- (3) 完全支配関係がある法人間で寄附を行い、寄附側で全額損金不算入、受贈側で全額益金不算入となった場合には、これらの法人の株主である法人において、その金額に持分割合を乗じた金額が ⑨ の増加額とされるとともに、これらの法人の株式の帳簿価額を調整する。

- (4) 完全支配関係がある法人間の現物分配は ⑩ 現物分配に該当し、現物分配法人において譲渡損益を認識 ⑪ 。また、被現物分配法人においては現物分配法人の ⑫ で取得し、同額の ⑬ を増加させる。

- (5) 内国法人と完全支配関係がある他の法人の ⑭ が確定した場合には、欠損金の引継ぎができる。

- (6) 内国法人と株式交換完全親法人との間に完全支配関係がある場合の株式交換については、その内国法人(株式交換完全子法人)において時価評価資産の時価評価を行 ⑮ 。

- (7) 資本金5億円以上の法人による完全支配関係がある法人は、資本金が1億円以下であっても、次のように取り扱われる。

- ・適用税率は ⑯ 。
- ・親法人が被支配会社の場合、留保金課税の適用が ⑰ 。
- ・一括貸倒引当金の繰入限度額の計算上、法定繰入率の適用は ⑱ 。
- ・交際費等の定額控除限度額の適用は ⑲ 。
- ・欠損金の繰戻しによる還付の適用は ⑳ 。

- | | | | |
|----------------|--------|--------|-------------|
| ① 当事者間の完全支配の関係 | ② 5%未満 | ③ 固定資産 | ④ 土地 |
| ⑤ 有価証券 | ⑥ 金銭債権 | ⑦ 繰延資産 | ⑧ 1,000万円未満 |
| ⑨ 利益積立金額 | ⑩ 適格 | ⑪ しない | ⑫ 帳簿価額 |
| ⑬ 利益積立金額 | ⑭ 残余財産 | ⑮ わない | ⑯ 一律30% |
| ⑰ ある | ⑱ ない | ⑲ ない | ⑳ ない |